

結核患者の退院に関する通知

(退院に関する基準については裏面参照)

診断名	記載例) 肺結核、結核性胸膜炎	患者の氏名	
年齢	歳	性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日	職業	
住所			
入院年月日	年 月 日	退院年月日	年 月 日
転帰事由	<p>a 当該感染症の病原体を保有しない 当該感染症の症状の消失 (咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状の消失) *連続した3回の喀痰検査結果 検体採取日 ① (月 日) : 塗抹 () ・ 培養 () " ② (月 日) : 塗抹 () ・ 培養 () ※ a b c " ③ (月 日) : 塗抹 () ・ 培養 () の該当項目に○をつけ () 月 日) : 核酸増幅法検査 ()</p> <p>※ a b c の該当項目に○をつけ () 内に必要な事項を記入してください。</p> <p>* 2週間以上の標準的化学療法の実施 * 患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解している</p> <p>b 転症 () c 死亡 (結核死 ・ その他死 ())</p> <p>確認年月日 年 月 日</p>		
主治医の意見	<p>医師が検査結果を確認し、退院基準を満たすと判断した日</p> <p>培養結果での判断の場合は同日 ※法第 22 条および同条 2 項に基づき保有していないことを確認したときには退院させなければならない、通知しなければならないため</p>		
主治医の氏名			

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) に基づき入院している患者について、同法第 26 条において準用する第 22 条第 2 項の規定に基づき上記のとおり通知します。

年 月 日

医療機関 所在地

名称

管理者

連絡先電話番号

○同日で公費負担申請書 (37 条の 2) の提出

○医療費の請求は退院日まで 37 条適用

〇〇保健所長 様

注 1) 本通知は、医療機関の管理者が行ってください。

注 2) 本通知は、法に基づき入院している患者が対象です。任意に入院されている場合は、同法第 53 条の 11 の規定に基づく結核患者入退院届出票にて届出してください。

別紙

退院後の治療継続及び、他者への感染の防止が可能であることの確認事項（第2のウ関連）

1. 入院中からの服薬確認の実施

- ・ 患者は、疾患及び治療計画について説明を受けており、症状の消失後も一定期間服薬を継続する必要性を理解し、そのとおり実施する意志がある。
- ・ 患者の理解度に応じた服薬確認が実施され、必要な抗結核薬を服用できている。
- ・ 服薬確認のための手帳等の利用ができている。

2. 服薬支援計画の策定

- ・ 患者の退院後の治療、服薬方法及び服薬中断リスクの検討に基づく服薬支援計画が作成されている。
- ・ 服薬中断時の患者及び支援者の対処方法が、具体的に決められている。

3. 退院後の居住環境

- ・ 患者が感染させる可能性及び患者が確実に服薬継続することの必要性を同居者等に説明し、理解が得られている。
- ・ 同居者等に免疫低下状態の者や BCG 未接種の小児がいない。

4. 他者への感染の防止に関する理解

- ・ 患者は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の10に定める感染の防止の必要な事項を把握し、そのとおり実施する意志がある。
- ・ 患者は症状出現時には速やかに医療機関を受診する必要性を理解し、その意志がある。

(参考)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の10に定める感染の防止に必要な事項は、次のとおりとする。

1. 結核を感染させるおそれがある患者の居室の換気に注意をすること。
2. 結核を感染させるおそれがある患者のつば及びたんは、布片又は紙片にとって捨てる等他者に感染させないように処理すること。
3. 結核を感染させるおそれがある患者は、せき又はくしゃみをするときは、布片又は紙片で口鼻を覆い、人と話をするときは、マスクを掛けること。